

ことば・きこえ の 教室

令和4年度

言語障害通級指導学級
難聴通級指導学級のご案内



東京都北区教育委員会

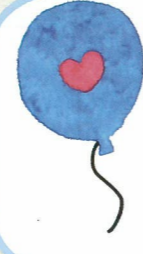
このような心配があればご相談を

ことば・きこえの教室では、このような指導をしています



① 発音の誤りがある。

- 正しく発音できない音がある。
- ことばがはっきりせず伝わりにくい。



- 舌や口の周辺の動きをよくする運動をします。
- 正しい発音の仕方を練習します。
- 音を聞き分ける練習をします。



② ことばをつまらせたり、繰り返したりする。

- 話しはじめや途中でつまったり、音を繰り返したりする。(吃音)



- 安心して話すことができる環境を整えます。
- 吃音について正しく理解するための学習をします。
- 楽な話し方を学習します。
- 通級している児童とグループ活動をすることもあります。



③ ことばを理解したり表現したりすることが苦手である。

- 言われたことを、理解できていない。
- ことばがすぐに浮かばなかったり、言いたいことがうまく話せなかったりする。
- 聞かれた内容とずれた受け答えになり、やりとりがちぐはぐになる。



- 遊びや生活体験と結び付けて、ことばの力を育てます。
- ことばでやりとりする力を伸ばすため、少人数のグループ学習をすることもあります。



④ 読み書きが苦手である。

- 聞いたり話したりすることはできるが、読み書きがなかなか定着しない。



- 苦手な原因を探り、お子さんに適した方法で読み書きの学習をします。



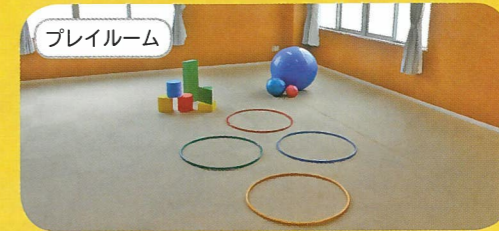
⑤ 聞こえにくいことがある。

- 話を聞き逃したり、聞き返したりすることがたびたびある。
- テレビの音を必要以上に大きくする。



- 聴力の確かめ、正しく聞き取る練習、発音練習、語彙の学習、自分のきこえ方について把握する学習をします。
- 補聴器や人工内耳の取り扱い方を学びます。

各教室の写真



ことば・きこえの教室 Q&A

Q1 「通級」って何？

- A ことばやきこえに関して支援が必要な児童が、週1回程度ことば・きこえの教室が設置されている学校へ通って、個別指導を受けます。

Q2 「通級」のときは？

- A 保護者の方、もしくは代理の方の付き添いが必要です。

Q3 「通級している日は、欠席の扱いになるの？」

- A 通級指導中は学校で授業を受けていることと同じ扱いになり、早退や遅刻、欠席にはなりません。

Q4 「いつ通うの？」

- A ① 8:30～10:00 ② 13:30～15:00 ③ 15:00～16:30
上記の時間帯からなるべく在籍学級の活動に支障の少ない時間帯に通級しています。

Q5 「通級はいつ終了になるの？」

- A 児童の様子によって退級の時期は様々ですが、本人や保護者が在籍学級での学習や生活をしていく中で、心配なく過ごすことができるようになったときと考えています。

Q6 「通級にお金はかかるの？」

- A お金はかかりません。バスや電車など公共交通機関を使って通級する場合、児童の交通費のみ区から支給されます。(申請が必要です。)

Q7 「希望すれば誰でも通えるの？」

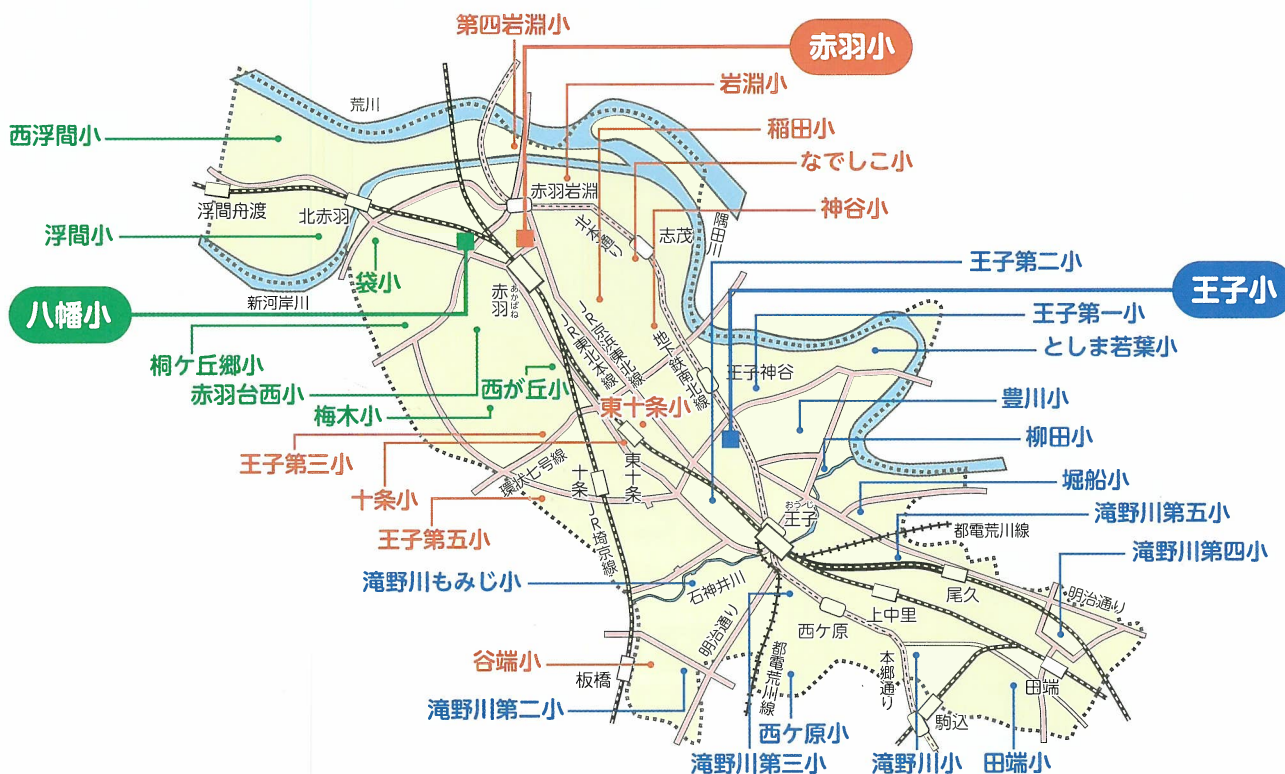
- A ことばやきこえに心配があり、通級が必要なお子さんが通えます。申し込んだ後「ことば・きこえの相談」を受けていただきます。場合により「発達検査」を受けていただきます。(裏面参照)

「ことば・きこえの教室」 通級対象地域

通級学区域

※八幡小学校区域で「きこえの教室」に通級する場合は、赤羽小学校「きこえの教室」に通級します。

■ 王子小学校 ■ 赤羽小学校 ■ 八幡小学校



王子小学校

ことば・きこえの教室

住所：〒114-0002 北区王子 2-7-1
電話：3911-1907・5902-3367
FAX：3911-1907

赤羽小学校

ことば・きこえの教室

住所：〒115-0045 北区赤羽 1-24-6
電話：3901-6510・3903-7061
FAX：3901-6510

八幡小学校

ことばの教室

住所：〒115-0053 北区赤羽台 3-18-5
電話：5963-4521
FAX：5963-4521

■ 申し込みの手続き ■

- ①：まずは、担任の先生にお申し出ください。その後、各学校で支援の方法を相談の上、学校から教育総合相談センターに申し込みの手続きをします。
- ②：通級対象校の「ことば・きこえの教室」または「ことばの教室」で、相談を行います。お子さんには、ことばやきこえの状態を知るためのいくつかの課題を、保護者の方には、現在のお子さんの様子や心配なことの聞き取りを行います。また、通級する曜日・時間などの希望についても伺います。
- ③：教育総合相談センターで、発達検査を受けていただく場合があります。これは発達のバランスを知るためのもので、今後、お子さんにより相応しい支援を行うための手掛かりにしていけるものです。
*②と③は順番が入り替わることもあります。
- ④：②③の結果を受け、専門の医療や学校関係者等で構成する区の会議で検討されます。入級が承認されると、通級が開始されます。

① 申し込み
＜在籍校＞

② ことば・きこえの相談
＜ことば・きこえの教室＞

③ 発達検査
＜教育総合相談センター＞

④ 教育委員会の
会議

通級開始